慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	グリーンランドとヤンマイエンとの間の区域における海洋画定に関する事件 (デンマーク対ノルウェー) 判決
Sub Title	Case concerning the maritime delimitation in the area between Greenland and Jan Mayen
Author	青木, 隆(Aoki, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.8 (1994. 8) ,p.99- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940828-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

グリーンランドとヤンマイエンとの間の区域における海洋画定に関する事件（デンマーク対ノルウェー）判決

青木　隆／訳

はしがき

以下に掲げるのは、国際司法裁判所が一九九三年六月一四日に下した標記判決（Judgment in the Case concerning the Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen(Denmark *v.* Norway),(*I. C. J. Reports 1993*, p.38）の和訳文である。件名からも明らかなように、この事件は、デンマークがノルウェーを相手に一方的に国際司法裁判所に提起したものである。ノルウェーは、裁判所の管轄権を争うことなく出廷した。この点で想起されるのは、本件裁判所の前身である常設国際司法裁判所によって一九三三年に判決が下された「東部グリーンランド事件」(*P. C. I. J. Series A/B, No.53*, p.22）が、本件と同様に、デンマークがノルウェーを選択条項受諾宣言を根拠に提訴した事件であったことである。そこでは、グリーンランド東岸に対する領域主権のデンマークへの帰属が確認されたが、それから半世紀余りを経て、このたびは、その沖合の海の境界に関する紛争が国際司法裁判所によって処理された。

この判決文及び個別意見の分析と検討は機会を改めて行うが、さしあたり、注目される点として次のような側面を挙げることができる。

- 海の境界画定事件はこれまで当事国の意思を最大限に重視して解決されてきたと考えられるところ、一方的付託によって繋属した事件において国際司法裁判所がどのように対応するか。
- 大陸棚及び漁業水域（と経済水域）の画定を求められた裁判所は、これらの制度の性質、相互の関係とその境界の性質をいかに判断するか。
- ヤンマイエン島に関し、アイスランドとの大陸棚画定にお

いて調停が利用され、アイスランドに有利な協定の締結を導いた(調停委員会報告につき慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六五巻第一一号所載の拙訳参照)が、本件において、ともにこれまで中間線を基本に海の画定に対処してきた両当事国がどんな主張を行い、裁判所はそれをどう判断するか。

・ 両当事国とも一九五八年大陸棚条約の当事国であるが、同条約の本件への適用が認められるか、そして、それはいかに解釈及び適用されるか。

本判決には、デンマーク選任のフィッシャー特任裁判官(反対意見を表明)以外の裁判官は全員賛成投票を行った。この他の一四人の裁判官と判決に付した宣言及び意見は、次のとおりである。ジェニングス、小田(宣言及び分離意見)、アーゴ、シュウェーベル(分離意見)、ベジャウィ、ニー、エヴェンセン(宣言)、タラソフ、ギョーム、シャハブディーン(分離意見)、アギラール(宣言)、ウィーラマントリ(分離意見)、ランジェヴァ(宣言)、アジボラ(分離意見)

上掲の判決英語文をテキストとして、できるだけ省略を避け、さらに原典にはない見出しを(〔 〕を付して)加えて、邦訳を試みた。

＊　＊　＊

〔手続〕

1　一九八八年八月一六日、デンマーク王国在ハーグ大使館臨時代理大使は、デンマーク領グリーンランドとノルウェー領ヤンマイエン島との間の海洋画定に関する紛争に関しノルウェー王国に対する訴訟を提起する請求を裁判所書記に提出した。この請求は、裁判所の管轄権を根拠付けるため、裁判所規程第三六条2により両当事者が行った裁判所の義務的管轄を受諾する宣言に依拠した。

2　裁判所規程第四〇条2により、請求は直ちに、裁判所書記によりノルウェー政府に通知された。同条3に従って、請求は、書記により裁判所で裁判を受けることのできる他のすべての国に通告された。

3　一九八八年一〇月一四日の裁判所による命令及び一九九〇年六月二一日の裁判所長による命令により、各々、申述書及び答弁書並びに抗弁書及び再抗弁書の提出期限が定められ、これらの書面はその期限内に提出された。

4　裁判所は、その裁判官席にノルウェー国籍の裁判官を有しているが、デンマーク国籍の裁判官を有しないため、デンマーク政府は、規程第三一条2による権利を行使して、特別選任裁判官として出席するポール・ヘニング・フィッシャー氏を選定した。

5　デンマークの抗弁書の提出の日から口頭手続の開始までの間に、一連の補足的文書がデンマーク及びノルウェーから順次二度ずつ提出された。書面手続の終結の後は、裁判所規則第五六条に従って、他方の当事者は場合ごとに協議を受け、書類提

出に異議がないことを示した。

6　裁判所規則第五三条2に従って、裁判所は、当事者の見解を確認した後、訴答書面及び付属書類の謄本が口頭手続の開始より後に公表されるべきことを決定した。

7　一九九三年一月一一日から二七日までの間に行われた公開弁論において、裁判所は、次に掲げる各氏による口頭弁論を聴取した。［略（陳述人氏名）］

8　弁論において、両当事者に対して、裁判所の一裁判官から質問が行われ、裁判所規則第六一条4に従って、弁論終結後に書面による答弁が行われた。

〔当事者の申立〕

9　書面手続の過程において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

デンマーク王国の名において、［略（申述書における申立）］

抗弁書において、

申述書及び本抗弁書において提示した事実及び立論に鑑み、裁判所が、

(1)　グリーンランドは、ヤンマイエン島に対する関係において、完全な二〇〇海里漁業水域及び大陸棚区域の権利を有するとの判決を宣言し、したがって

(2)　グリーンランドとヤンマイエンの間の水域におけるグリーンランドの漁業水域及び大陸棚区域の単一の画定線をグリーンランドの基線（その適当な部分は、次に掲げる点を順次結ぶ直線（測地線）により示される。）から測定された二〇〇海里の距離に引くことを求める。［略（基点リスト）］

ノルウェー王国の名において、［略（答弁書における申立）］

再抗弁書において、

答弁書及び本再抗弁書に述べた考察、特に重要な各時点における当事者の関係に関する証拠を考慮し、かつ、答弁書において提出した申立を変更なく維持して、裁判所が次の判決を宣言することを求める。

(1)　中間線は、ヤンマイエンとグリーンランドとの間の地域におけるノルウェー及びデンマークの間の大陸棚の関連する区域の画定の目的のための境界を構成する。

(2)　中間線は、ヤンマイエンとグリーンランドとの間の地域におけるノルウェー及びデンマークの間の隣接する漁業水域の関連する区域の画定の目的のための境界を構成する。

(3)　デンマークの要求は、根拠を欠きかつ無効であり、また、デンマークの申述書に含まれた申立は否認される。

10　口頭手続の過程において、当事者から次の申立が提出された。

デンマーク王国の名において、

抗弁書における申立(1)及び(2)(上記9)と同一の申立に次の申立が追加された。

(3)　裁判所が、なんらかの理由により、(2)において求められ

た画定線を引くことが可能であると認めない場合には、デンマークは、裁判所が、国際法に従い、かつ、当事者の提出した事実及び立論に照らして、ヤンマイエンとグリーンランドとの間の水域におけるノルウェーとデンマークの漁業水域及び大陸棚の区域の間の画定線が引かれるべきところを決定し、この線を引くことを求める。

ノルウェー王国の名において、

再抗弁書における申立(1)及び(2)（上記9）と同一の申立に加えて、(3)が次のように変更された。

(3) デンマークの要求は、根拠を欠きかつ無効であり、デンマークの申立及び権利主張は否認される。

〔対象区域の概況〕

11 裁判所における本件手続の主題である海洋区域は、本判決〔一〇三〕頁掲載の第一図に示したように、大西洋のグリーンランド東岸とヤンマイエン島との間に位置している部分で、アイスランド及びそれとグリーンランドの間のデンマーク海峡の北方にある。ヤンマイエンとグリーンランド東岸との間の距離は約二五〇海里（四六三キロメートル）である。この海域の水深は、ほとんどの部分が二千メートル足らずであるが、北部の三千メートルから南部の千メートルの間で変化しており、ヤンマイエン最南部の西方には水深五〇〇メートルより浅い海底の隆起がいくつかある。多くの地理的、経済的その他の事実が、裁判所の取り扱う地域に関連するものとして、当事者から裁判所に提出されたが、これらのいずれかが法上「特別の」事情又は「関連する」事情として画定に影響を与えるかは、いずれ裁判所が決定することになる。

12 裁判所が関与する区域は、全体が北極圏にある。グリーンランド北部海岸沖合は、常時、密集氷(compact ice)に覆われている。区域は、季節によってその範囲が変化する流氷により大きな影響を受けている。

13 グリーンランド及びヤンマイエンに対する主権は、各々、デンマーク及びノルウェーに属している。グリーンランドは、かつてデンマークの植民地であったが、一九五三年以来デンマーク王国の不可分の一部である。一九七八年のデンマークの議会制定法及び一九七九年にグリーンランドで実施された住民投票によって、グリーンランドに自治が導入された。ヤンマイエンは、一九二二年以来ノルウェー気象機関(Norwegian Meteorological Institute)が使用してきて、一九二九年にノルウェーに併合され、この時にノルウェーの主権が宣言された。一九三〇年には、同島が王国国土の不可譲の部分としてノルウェー王国に統合された。

14 グリーンランドの総人口は、約五万五千であり、その約六パーセントが東部グリーンランドに住んでいる。グリーンランドの漁業産業は、労働力の約四分の一を雇用しており、全輸出収入の約八〇パーセントを稼ぎ出している。裁判所が関与する

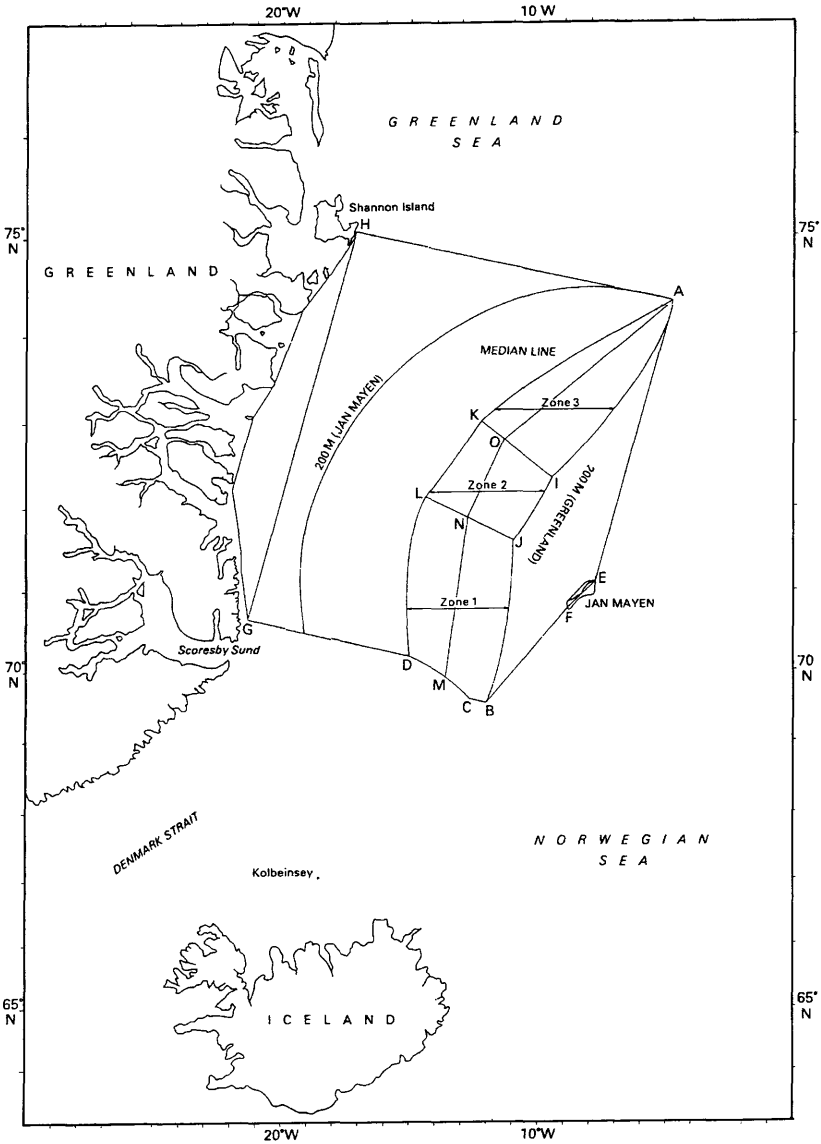

図　判決に添付された第１図（原文45ページ）
及び第２図（同80ページ）を合成した。

海域（sea area）は、夏期シシャモ漁業の重要な漁場であり、それは区域において商業的に開発されている唯一の漁業である（下記73参照）。

15　ヤンマイエンには、定住人口がなく、同島の測候所、ロランC局及び沿岸無線局の技術職員その他の職員総計約二五人が居住するにとどまる。島には、滑走路があるが、港はなく、大きな供給物資は船舶により運び込まれ、主としてHvalrossbukta（ウォラス湾）で取り下ろされる。ヤンマイエンとグリーンランドとの間の区域におけるノルウェーの活動は、クジラ、アザラシ、シシャモその他の種の捕獲を含んできた。これらの活動は、ヤンマイエンではなく、ノルウェー本土を根拠地とする船舶が行っている。

16　一九七六年にデンマーク議会は、現行のデンマーク漁業水域を拡大して、関連する基線から二〇〇海里の漁業限界線により画定される「デンマーク王国の海岸に沿う」水域とする権限を総理大臣に付与する法律を制定した。そのような拡大は区域ごとに行うことができるようにされていた。グリーンランド漁業水域の限定的な拡大が一九七七年一月一日に実施され、グリーンランド東岸沖合では、北緯六七度までに限って適用された。デンマークによれば、この限定の理由のなかには、それ以北の拡大はアイスランド及びヤンマイエンとの漁業水域画定に関連して若干の困難をきたすことがあった。一九八〇年六月一日施行の政令により、デンマークは、北緯六七度以北のグリーンランド東岸の漁業水域を二〇〇海里に拡大した。この政令には、ヤンマイエンに対する関係において漁業管轄権は「改めて通告を行うまで」中間線を越えて適用しない規定が置かれた。一九八一年八月三一日付政令によって、完全な二〇〇海里に対して管轄権が主張された（下記36参照）。

17　ノルウェー議会は、一九七六年に、ノルウェー本土の周囲に二〇〇海里「経済水域」を設定する権限をノルウェー政府に付与する法律を制定し、当該水域は一九七七年一月八日施行でノルウェー本土の周囲に設定された。一九八〇年五月二九日施行の勅令により、ノルウェー政府は、ヤンマイエン周辺に二〇〇海里漁業水域を設定した。この勅令は、水域が「グリーンランドとの関係における中間線を越えて」拡大されないことを定めていた。こうして、一九八〇年六月一日から一九八一年八月三一日までの間、中間線は、両当事者が各々の漁業管轄権を行使する区域の間の事実上の線であった。

18　ここで、裁判所が、当事者の立論に出てきたグリーンランドとヤンマイエンとの間の三つの海洋区域を、本判決の目的上、どう呼ぶことにするかを説明しておくことが便利であろう。第一に、デンマークの要求した二〇〇海里の画定線とノルウェーの主張した一致する二本の中間線によって囲まれる区域があり、この区域は、第一図上に表示されているもので、便宜上「権利主張重複区域（area of overlapping claims）」と呼ぶことができる。この区域は、北は各当事者の提案した画定線が交差し

て閉ざされ、南はアイスランドの要求する二〇〇海里経済水域の限界を示す第一図上の線ＢＣＤにより画定される。デンマークは、裁判所にその判決をこの線より北に限るよう要請し、ノルウェーはこの立場を承諾した。

19　関連する区域の第二は、次のようなものである。デンマークは、グリーンランド東岸沖合の二〇〇海里全域に及ぶ大陸棚及び漁業水域に対する権利を主張している。ノルウェーは、権利主張を中間線の東側の区域に限定しているが、このことは、ノルウェーが二〇〇海里の大陸棚及び漁業水域に対するヤンマイエンの権利（entitlement）はグリーンランド海岸のそれに及ばないと考えていることを意味するわけではない。デンマークが主張する二〇〇海里線とそれに対応するヤンマイエンの北－西岸上の基線から二〇〇海里に引いた線の間の区域を、ノルウェーは「権利主張重複の潜在的区域」と呼んだ。この区域は、同じく第一図に示されているもので、本判決の目的上、便宜的に「潜在的権利重複区域(area of overlapping potential entitlement)」と呼ぶことができる。

20　第三に、デンマークは、その申述書において、「画定紛争に関連する区域」と呼んだものを主張した。その範囲は、第一図上において、線分ＨＡ、線分ＡＥ、ヤンマイエン海岸のＥＦ間の基線、線分ＦＢ、線ＢＣＤＧ、並びに、グリーンランド海岸のＧＨ間の基線に囲まれた区域として示されるものである。ノルウェーは、「関連する区域」の語が独立の法的意義を有することを否定し、デンマークが示した区域は、地域の地理又は法原則のいずれにも関連しないために、画定にはまったく関連しないと主張した。しかしながら、裁判所は、デンマークがヤンマイエン海岸の長さとの比較に用いたグリーンランド海岸線の範囲を定めるＧ点及びＨ点の選択は恣意的でないことに注目する。Ｈ点は、グリーンランド海岸上の点であって、ヤンマイエンの最北端上の適当な点（Ｅ点）とともに、デンマークの二〇〇海里線との交点（Ａ点）における等距離線を決定するものである。同様に、Ｇ点は、グリーンランド海岸上の点であって、ヤンマイエンの最南端（Ｆ点）とともに、アイスランドの主張する二〇〇海里線（当事者は、ここを裁判所に要請した画定の南限とすることに合意した。）との交点（Ｄ点）における等距離線を決定するものである。

21　デンマークは、この「画定紛争に関する区域」が面積約二三万七千平方キロメートルであると算定した。デンマークはさらに、中間線によって、この区域のうち約九万六千平方キロメートルがノルウェーに、約一四万一千平方キロメートルがデンマークに割り当てられると算定した。ノルウェーは、これらの数字を争わなかった。しかしながら、グリーンランド海岸沖の二〇〇海里線とヤンマイエン周囲の二〇〇海里の間の潜在的権利重複区域（上記19にて定義）を考える場合には、その区域（総面積約一三万六千平方キロメートル）の中間線による分割は、裁判所の理解では、概ね、七万一五〇〇平方キロメートルをデン

マークに、六万四五〇〇ないし六万五千平方キロメートルをノルウェーに割り当てることになる。

〔画定が既に存在するとの主張〕

22　ノルウェーの主要な主張は、ヤンマイエンとグリーンランドとの間で既に画定が確立しているということである。当事者間で効力を有する諸条約――一九六五年の二国間条約及び一九五八年のジュネーヴ大陸棚条約――の効果は、ノルウェーによれば、中間線を当事者間の大陸棚の境界として確立し、漁業水域に関する当事者の実行は、既存の大陸棚の境界が漁業管轄権の行使にも適用できることの承認を表している。これら条約の効果の問題とは別に、ノルウェーの主張によれば、当事者の「結合した行動(conjunct conduct)」が、大陸棚及び漁業水域の両者に関して、当事者の相互関係における中間線境界の適用可能性を長期にわたって確立している。これらの境界が既に存在するとの主張を最初に審理する必要があるであろう。

〔一九六五年協定〕

23　デンマーク及びノルウェーは、一九六五年一二月八日に大陸棚の画定に関する協定を締結した。この協定の正文は、デンマーク語及びノルウェー語である。裁判所は、疑問が提起されたことのない協定英訳文の提供を受けた。しかし、当事者には、この協定の意味及び効果に関して合意がない。協定の前文及び第一条は、次の規定である。

デンマーク王国政府及びノルウェー王国政府は、デンマーク及びノルウェーが各々天然資源の探査及び開発のための主権的権利を行使する大陸棚の部分の間の共通の境界(common boundary)を確立することを決定し、次のとおり合意した。

第一条　デンマーク及びノルウェーが各々主権的権利を行使する部分の大陸棚の間の共通の境界は、いずれの点をとっても各締約国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等距離にある中間線とする。

第二条は、「第一条に定める原則が適正に適用されるため、境界は、直線からなるものとする。」と規定し、続けて、これらの線が、関連する地理座標が列挙された八箇所の点により定義され、附属の海図に図示されている。こうして定義された線は、両国本土間のスカゲラック[海峡]と北海の一部に位置している。

24　協定がグリーンランドとヤンマイエンとの間の中間線の具体的な所在の定義を規定していないことは、明白である。しかし、ノルウェーの主張は、協定は両国間において中間線を両国間のすべての大陸棚境界の画定線として扱う一般的なもので、従って、協定が運用される地域に限定はないということである。他方、デンマークは、それはそうした一般的適用のある協定ではなく、もっぱらスカゲラック及び北海の一部に関連するものに過ぎないと主張する。そして、この限定は、「境界は」スカゲラックと北海の一部にある八箇所の点を通過する「複数の直線からなるものとする」との文言から明白であると申し立てた。

25　したがって、ノルウェーの主張するところは、第一条の条文は、無限定で留保もない一般的な適用範囲があること、そして、その条文の自然な意味は、当事者間において「最終的に画定されることになるすべての境界の基礎を確定的に据える」ことでなければならないことである。その見解によれば、第二条は、両国本土の大陸棚にのみ関連することは認めるにせよ、「境界設定(demarcation)に関わる」。ノルウェーは、当事者はいまなお一九六五年協定の中間線原則に従う約束をしていて、別の場所で両国間の大陸棚境界のいっそう精確な決定の必要が生じたときにはいつでも、その原則に基づいて境界を「境界設定し(demarcate)」又は線引きする(deliniate)義務を負っていると演繹する。さらに、一九六五年協定に両国の大陸棚境界の境界設定に影響を与えうる特別の事情に関する言及がないことから、ノルウェーは、両当事者はこのときに、「特別の事情」が存在しないことを認めたと結論しなければならないと申し立てた。他方、デンマークは、協定の趣旨及び目的は、もっぱら、スカゲラックと北海の一部の中間線を基礎とする画定であると論じた。

26　裁判所は、一九六五年協定に与えられるべき解釈を宣明しなければならない。協定前文は、両国政府がデンマーク及びノルウェーが各々天然資源の探査及び開発のための主権的権利を行使する部分の大陸棚の間に「共通の境界」を確立することを決定したことを述べている。同様に、第一条も「それらの部分の大陸棚の間の境界」と述べている。また、協定は、第二条においても一貫して、「境界は」北海の八箇所の点を通過する「直線から成る」と規定している。協定のこれら三箇所の「境界」の語はすべて、単数形で定められていて、第二条に定義する一つの境界を指しているはずである。第二条は、もしも別の意図があったのであれば、前文及び第一条の予定する全体的境界の一部を規定するにすぎないことを明らかにするように起草されていたであろう。協定第二条の規定に照らして考えれば、第一条に定められる原則は、第二条にいう区域に関してのみ効力を有する。

27　一九六五年協定は、いずれにせよ、その趣旨及び目的に照らして、その文脈により読まれねばならない。一九五八年採択の大陸棚に関するジュネーヴ条約は、「大陸棚」の語を次のものをいうと定義する。

(a)　海岸に隣接しているが領海の外にある海底区域であって、水深が二〇〇メートルまでであるもの又は水深がこの限度をこえているがその天然資源の開発を可能にする限度までの海底　(b)　島の海岸に隣接している同様の海底区域の海底

一九六五年までに両当事者はこの条約に定める大陸棚の定義をその国内法に導入した(デンマーク一九六三年六月七日勅令第二条(1)、ノルウェー一九六三年五月三一日勅令及び一九六三年六月二一日法第一条)。このことから、デンマークは、一九六五年には両当事者がグリーンランドとヤンマイエンとの間の区域

を潜在的な将来の画定の主題と想定しえなかったし、両当事者が一九五八年条約における大陸棚の定義（二〇〇メートル水深又は開発可能な限度）のもとで大陸棚の権利を主張していたと論じた。裁判所は、一九六五年協定の趣旨及び目的は、単に海底全域（「ノルウェー・トラフ」を除く。）が水深二〇〇メートル未満の大陸棚から成るスカゲラックと北海の一部における画定の問題を規定することであって、そこには、当事者がグリーンランドとヤンマイエンの間の大陸棚境界がいつの日にか必要になる可能性に留意していたとか、当該協定がかかる境界に適用されるべきことを意図していたと示すものはないと考える。

28　一九六五年協定解釈の目的上、当事者の事後の慣行を考慮することも適当である。裁判所はまず、ノルウェー外務省が発行した一九六五年一二月八日の新聞発表の表現に着目する。それは、同日付の協定を「北海の大陸棚の画定に関してノルウェーが締結した二番目の協定」（強調追加）と述べたものである（最初のものは、一九六五年三月一〇日の英国との協定であった。）。いっそう重要な意味をもつのは、同じ分野における事後の条約である。一九七九年六月一五日にデンマークとノルウェーは、「フェロー諸島とノルウェーとの間の区域における大陸棚の画定及びフェロー諸島周辺の漁業水域とノルウェー経済水域との間の境界に関する」協定を締結した。この協定によれば、フェロー諸島とノルウェーの間の大陸棚境界は「中間線」とされ（第一条）、「フェロー諸島近傍の漁業水域とノルウェーの経済水域との間の境界」（第四条）は「第一条にいう中間線原則を適用して」第二条に定める境界線に従うものとされる。一九七九年協定は、一九六五年協定の存在又は内容にまったく触れていない。裁判所は、一九六五年協定の意図がその後のすべての大陸棚画定における中間線の当事者による約束であったならば、それは一九七九年協定中に引用されていたはずであると考える。

29　一九六五年協定と一九七九年協定の間に関係がないことは、ノルウェー政府による議会への一九七九年協定条文の公式通報の表現からも確認される。国会への第六三号（一九七九－一九八〇）提案は次のように述べた。

> 一九六五年一二月八日にノルウェー及びデンマークは両国間の大陸棚の画定に関する協定に署名した。
>
> この協定にはノルウェーとフェロー諸島の間の大陸棚境界の画定は含まれていない。

既に述べたように、一九六五年協定がフェロー諸島区域又は他のいずれかの区域を明示的に除外していないことから、この声明は、一九六五年協定はそれが地理座標と海図で定義し境界線を特定した地域、すなわちスカゲラック及び北海の一部に対してのみ適用されるという解釈と両立する。

30　かくして、裁判所は、一九六五年協定はスカゲラック及び北海の一部におけるデンマークとノルウェーとの間の大陸棚の画定のみについて中間線を採用したと解釈されなければならないとの見解を有する。同協定は、グリーンランドとヤンマイエ

ンとの間の大陸棚の中間線境界を生じていない。

〔一九五八年大陸棚条約〕

31　裁判所は次に、一九五八年の大陸棚に関するジュネーヴ条約（以下において「一九五八年条約」という。）に基づくノルウェーの立論の検討にとりかかる。デンマークとノルウェーはともに、この条約の当事国であり、引き続きその拘束を受けていることを認める。しかし、両国は、その解釈及び適用に関して意見が一致しない。一九六四年六月一〇日発効の一九五八年条約に、デンマークは一九五八年四月二九日に署名した。その後、デンマークが一九六三年六月一二日に批准し、また、ノルウェーは一九七一年九月九日に加入した。争点は、次に掲げる一九五八年条約第六条1の規定の意味をめぐるものである。

> 向かい合っている海岸を有する二以上の国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、それらの国の間における大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がないときは、特別の事情により他の境界が正当と認められない限り、その境界は、いずれの点をとってもそれらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線とする。

ノルウェーは、大陸棚境界――具体的には中間線境界――の画定が、一九五八年条約のこの条の規定の効果によって、既に「存在している」と主張する。ノルウェーの考えによれば、「特別の事情」にまったく触れずにかかる境界を規定している一九六五年協定の効果は、一九五八年条約を両国の地理的状態に適用する際の解釈、すなわち、特別の事情が存在していないという解釈の宣言であるか、さもなければ、当事者が特別の事情に関する「第六条但し書を放棄した」ことの宣言である。しかし、このノルウェーの立論は、一九六五年協定が明示的に規定するスカゲラック及び北海の一部以外における画定に対する一般的な適用が意図されていたという、裁判所が既に否定した主張を根拠とすることが明らかであろう。

32　よって、裁判所の見解では、一九六五年画定協定は、特別の事情が存在しないことについての合意を構成せず、したがって、一九五八年条約第六条1により中間線を境界とする結果をもたらさない。ノルウェーはさらに、一九六五年協定に基づく立論とは別に、第六条の意味における特別事情は実際に存在しないこと、そして、合意と特別の事情がないときには、同条は命令的にかつ自動執行で中間線を境界とする作用を有することを主張した。この立論の妥当性は、裁判所が特別の事情が実際に存在すると認定するか否かにかかっており、これは、裁判所が後に扱う問題である。そこで、裁判所は、次に、ノルウェーが当事者特にデンマークの行動を根拠に行った立論の検討に移る。

〔当事者の行動〕

33　ノルウェーは、少なくとも約一〇年前まで、当事者は、そ

の「結合した行動」によって、その相互関係における中間線画定の適用可能性を長期にわたって承認してきたと主張した。ノルウェーの主張によれば、

(a) デンマーク政府は、その種々の公式の行為により、ノルウェーとの関係において、大陸棚画定及び漁業水域画定の両者に関して中間線境界を明示的に承認し、採用してきた。

(b) デンマーク政府側の一般的な行動パターンは、そのノルウェーとの関係における中間線境界の黙認又は黙示的承認を構成する。

(c) デンマークの行動の一貫したパターンは、ノルウェー政府が長く維持してきた海洋画定問題における立場を承知していたこととあいまって、デンマークがグリーンランドとヤンマイエンとの間の中間線境界の存在と有効性を争うことを妨げ、その境界はのちにデンマークに対抗可能となった。

(d) デンマークの行動の一貫したパターンは、ノルウェー政府が長く維持してきた海洋画定問題における立場を承知していたこととあいまって、デンマークがヤンマイエンに対して二〇〇海里の漁業水域と大陸棚区域の外側の限界の形式における画定の存在及び有効性を主張することを妨げる。換言すれば、デンマークの申述書に示された主張はノルウェーに対抗できない。

ノルウェーは、審査に係る期間における当事者双方の立法等の行為の時間的及び内容的な一貫性をある程度強調したが、この関連で最初に審理されるべきは、デンマークの行動である。

34 デンマーク政府は、一九六三年六月七日に、大陸棚に対するデンマーク主権の行使に関する勅令を公布した。その第二条2は次の規定である。

> デンマーク王国の海岸に向かい合っているか又はデンマークに隣接する海岸を有する外国との関係における大陸棚の境界は、条約第六条に従って決定する。すなわち、特別の合意がない場合には、境界は、各国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線とする。

ノルウェーは、この条文には一九五八年条約第六条の「特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り」との規定に対する言及がないことに注目し、デンマークの立法過程において、デンマーク王国の地理的状態が検討され、中間線以外に基づく画定を求めるような特別事情が認定されなかったと推論する。しかし、デンマークは、この勅令がその前文により一九五八年条約に従って制定され、デンマークの大陸棚に対する権利主張を同条約が許容する限度まで拡大したとみる。デンマークは、一九六三年に特別の事情を実際に考えていたが、一九五八年条約への言及がそれを含む意図であったために、明示的に触れられなかったと説明した。これを支持して、デンマークは、就中、大陸棚のための規制を定める一九七一年六月九日のデン

マーク法の起草経緯を引用した。これらが示すところによって、裁判所は、一九六三年六月七日勅令はノルウェーが行動に根拠を求めた立論を支持すると確信しなかった。

35　デンマークの一九七六年一二月一七日法は、総理大臣に「デンマーク王国の海岸に沿う水域」において二〇〇海里漁業水域を宣言する権限を付与したが、同法第二条は、合意のない場合につき、次のように定めた。

> 向かい合っているデンマークの海岸から四〇〇海里未満の距離にある海岸を有しているか又はデンマークと隣接する外国との関係における漁業領域（fishing territory）の画定は、両国の海岸の基線上の最も近い点からの距離が等距離にある線（中間線）とする。

裁判所の見解では、この規定は、特に、境界の確定的な設定までの間、事態を深刻化させない両当事者の配慮によって説明される。デンマーク政府は、当時、画定問題を提起することは得策ではないとの見解を有し、よって、二〇〇海里漁業水域はグリーンランド東岸沖合の北緯六七度以北では拡大されなかった。ノルウェー自身、一九八〇年の同国とアイスランドとの協定案審議における国会答弁に示されるように、ヤンマイエン周辺の二〇〇海里水域が国際的に認められるか否かに疑念を有していた。よって、裁判所は、一九七六年デンマーク法がヤンマイエンに対する中間線の適切性の承認を示すとは考えない。

36　デンマークの漁業管轄権は、一九七六年一二月一七日法の規定により公布された一九八〇年五月一四日の政令によりグリーンランドとヤンマイエンの間の区域に拡大された。この政令は、六七度以北の東岸において「グリーンランド周辺水域における漁業領域」は、政令に「別段の定めがある場合を除くほか」基線から二〇〇海里に拡大されると規定した。この政令には、次の規定も置かれていた。

> ヤンマイエン島が四〇〇海里未満の距離でグリーンランドに向かい合っているところでは、漁業管轄権は、あらためて通告するまでの間、いずれの場所においても関連する海岸の基線上の最も近い点から等距離にある線（中間線）を越えて行使しない。

ノルウェーは、この政令公布の根拠である一九七六年法（上掲）における境界としての中間線の規定に鑑み、二〇〇海里に及ぶ権利主張は同法の付与する権限を踰越していると論じた。この権限問題が本裁判所の問題であるか否かの疑問は別にして、政令の国内的有効性は、画定に対するデンマークの姿勢の表示としてそれがもちうる意義には関連しない。しかし、ノルウェーは、政令それ自体が、それが規定しようとした拡大の実施に不適当であることを承認していることも示唆した。しかし、デンマークは、この区域における漁業規制の執行において抑制を示した理由がノルウェーとの難局を回避することにあったと説明した。以前の外交折衝から、ノルウェーがヤンマイエンとグリーンランドとの間の水域を画定する等距離線を想定していたことが明らかであり、デンマークはこれを受諾できないことを示していた。裁判所は、一九八〇年政令（一九八一年八月三一日に

中間線を越える管轄権行使の抑制を解除する改正が行われた。)が、単独で又は他のいずれかのデンマークの行為と結びついて、デンマークに区域における中間線境界の受諾を約束させたと見ることはできない。

37　ノルウェーとフェロー諸島の間の画定に関する一九七九年六月一五日の当事者間の協定については既に述べた(上記28)。ノルウェーは、この協定が大陸棚の画定と漁業の境界の両者のために中間線を用いていることを強調した。裁判所が説明したように、一九七九年協定の締結は、一九六五年協定により当事者が将来のすべての画定に中間線を用いることに合意したという仮説の成立を妨げる。ノルウェーとフェロー諸島の間の画定に関する協定における中間線の使用は、デンマークの一九七六年漁業水域法のノルウェーによる解釈を支持しないし、デンマークをまったく異なる区域における中間線境界に従わせることもない。

38　ノルウェーは、裁判所に訴答書面の附属書として提出された書簡、公文及び討議議事録に記録されたとりわけ一九七九年から一九八〇年の期間の当事者間の外交上の接触及び折衝にも依拠した。外交的接触の過程におけるデンマークが中間線画定を受け入れることができない旨の表明は、いささか不明瞭で、そして、特に、一九五八年条約における「特別の事情」の規定といった法律論を打ち出していない。しかし、裁判所の見解では、デンマークの発言は、デンマークの立場が害されるのを防ぐに足りるものであった。

39　ノルウェーは最後に、当事者が第三次海洋法会議の間に表明した海洋画定の問題に関する態度を援用した。裁判所の決定が多数国間条約採択のための外交会議で国が表明した立場に基づくことができるか否かの問題は別として、裁判所は、会議の関連でデンマークがノルウェーを含む他の国々とともに賛同した画定方法が特別事情と結合した等距離の規則であったとの所見を有する。

40　要約するに、一九六五年一二月八日に当事者間で発効した協定は、ノルウェーが主張したように、当事者が既にグリーンランドとヤンマイエンの間の中間線を大陸棚境界と定めることに合意したものと解釈することはできない。また、裁判所は、一九五八年条約第六条1の規定に、同条約の効力により中間線が既にグリーンランドとヤンマイエンの間の大陸棚境界であると結論するような効果を与えることもできない。さらに、かかる結果は、大陸棚境界及び漁業水域に関する当事者の行動からも導き出されない。したがって、裁判所は、中間線境界が大陸棚境界としてか又は漁業水域境界として既に「存在している」と考えない。裁判所はこれから、当事者間に未解決のまま残されている画定問題に現在適用のある法の審理にとりかかる。

〔適用のある法〕

41　この関連において、最初に、裁判所に委ねられた任務の性

質に関する当事者間の不一致を述べるのが好都合であろう。デンマークは、裁判所に対して画定線を引くことを求め、実際に、画定線が位置すべきであると考える場所を精確な座標とともに示した。しかしながら、ノルウェーは、裁判の結果生じるのは「画定の基礎に関する宣言であり、位置決定（alignment）の精確な表現（articulation）（又は境界設定）を当事者間の交渉に残す」判決となるべきであると申し立てた。この立論は、本判決の後の段階（88以下）で取り扱う。当事者はまた、求められているのが一本の画定線なのか二本の画定線なのかの問題についても見解を異にし、デンマークは「漁業水域と大陸棚区域の画定の単一の線」を求めるのに対して、ノルウェーは中間線が大陸棚の画定のための境界を構成し、また漁業水域の画定のための境界をも構成するのであって、二本の線は一致するけれども、二つの境界は、概念上は依然として別個のものであると主張した。当事者の主張、特にノルウェーの口頭弁論において、当事者によるその紛争の裁判所への付託のしかたの差異、特に、メイン湾区域における海洋境界の画定に関する事件での「カナダ及びアメリカ合衆国の大陸棚及び漁業水域を区分する単一の海洋境界のコース」（*I. C. J. Reports 1984*, p. 253）がどうなるかを裁判所に問う特別合意に見られたような類の当事者間の合意の不存在が、かなり重視された。

42　一見したところ、単一の線を引く要求と二本の一致する線を引く要求は、実際的な観点では同じことのように考えられるかもしれない。しかし、ノルウェーの見解によれば、これには重要な差がある。二本の線は、位置が一致したとしても、一方の位置は一九五八年条約に由来し、他方は慣習法に由来していて、流れの異なる適用法から生じている。

43　当事者間に単一の境界についての合意がなく、この状態は、メイン湾事件の際とはまったく異なっている。裁判所裁判部は、当該事件の特別合意により一本の線による二重目的の画定を求められ、裁判部の見解によれば、かかる合意に基づいて、大陸棚と上部水域の両者に妥当する画定は、

> これら二つの目的の一方に優先的取扱を与えず、同時にその各々の区分に等しく適当であるような一つの基準又は基準の組合せの適用によってのみ、実施することができる。（*ibid.*, p. 303, para. 194）

裁判部は、一九五八年条約第六条は、単一の海洋境界を求める当事者の合意のゆえに、かかる境界の決定に適用されえないと決定した。そのような事案には、第六条は「条約当事国である当事者間においてさえ義務的効力」（*ibid.*, p. 303, para. 124）を有しないとの所見をもった。本件における裁判所は、そうした合意によって単一の二重目的の境界のための権限付与――又は制限――を受けていない。

44　さらに、裁判所は既に、ノルウェーの主張とは反対に、既に「存在する」大陸棚境界はないと認定した。したがって、裁判所は、大陸棚が画定されているけれども漁業水域はまだである場合に生じるであろう法的状態に関する見解を表明しなけれ

ばならないわけではない。裁判所は、当事者がしたのと同様に、一九五八年条約は当事者を拘束しており、実施されようとしている大陸棚画定を規律し、かつ、漁業水域を規律しているのとは異なる適用のある法の淵源であることは確かであると書き留めれば十分である。裁判所は、適用のある法の二つの流れを個別に審査するであろう。すなわち、大陸棚境界の画定に適用のある一九五八年条約第六条の効果と、次いで、漁業水域を規律する慣習法の効果である。

45　裁判所には一九五八年条約を適用する機会がなかったことが認められるであろう。北海大陸棚事件では、ドイツ連邦共和国が一九五八年条約の当事国でなかったし、同様に、チュニジアとリビアとの間及びリビアとマルタとの間の大陸棚事件においてもリビアが一九五八年条約の当事国ではなかった。メイン湾事件においては、カナダ及びアメリカ合衆国は一九五八年条約の当事国ではあったが、裁判部に「大陸棚と漁業水域を区分する単一の海洋境界のコース」を確定することを求めたことから、既に述べたように、裁判部は、一九五八年条約は大陸棚にしか適用されないので、求められた画定を規律しないと考えた。本件において、両国とも一九五八年条約の当事国であり、メイン湾事件におけるように単一の海洋境界に対する共同の要請も存在しないことから、一九五八年条約がグリーンランドとヤンマイエンの間の大陸棚の画定に適用される。

46　本件における大陸棚画定に適用されるのが一九五八年条約である事実は、その第六条が、この主題に関する慣習法を考慮しないで、又は、この水域において漁業水域境界も問題になっている事実とは無関係に、解釈及び適用されうることを意味しない。一九七七年の英仏仲裁裁判所は、次に掲げる頻繁に引用される判決文において大陸棚条約第六条を慣習法と関連づけた。

> 結合した『等距離－特別事情規則』は、実際に、合意がない場合に、同一の大陸棚に接している国の間の境界は、衡平原則に従って決定されなければならないとの一般的規範の特殊な表現である。(United Nations, *Reports of International Arbitral Awards* (*RIAA*), Vol. XVIII, p. 45, para. 70)

一九五八年条約の等距離－特別事情規則が、一九七七年判決に照らして、衡平原則に基づく一般的規範の表現であるとみられるべきであるとすれば、第六条の効果と衡平原則に基づく画定を要求する慣習法の効果との間に――いずれにせよ向かい合っている海岸の間の画定に関しては――実質的相違を見出すことは困難である。裁判所は、大陸棚境界の画定のみを求められた大陸棚（リビア／マルタ）事件において、次の見解を表明した。

> 本件が大陸棚の画定のみに関わり、排他的経済水域の画定に関わらないにしても、排他的経済水域の概念の根底にある原則及び規則を無視することはできない。

すなわち、「二つの制度――大陸棚と排他的経済水域――は、現代法において互いに結びついて」おり、その結果は「両者に共通する海岸からの距離のような要素にいっそう大きな重要性が与えられるべき」ことである（*I. C. J. Reports 1985*, p. 33,

para. 33)。

47　漁業水域の画定に適用のある法に関し、漁業水域にのみ関わった国際裁判所の判決はないように思われる。しかし、例えば、当事者の「大陸棚及び漁業水域」の画定に関わった既述のメイン湾事件のように、特別合意において当事者が求めた二重目的の単一の境界の事例がいくつか存在している。弁論中に、漁業水域は、多くの国が宣言し、そして、一九八二年国連海洋法条約第五五条に規定されている排他的経済水域の概念に対していかなる関係にあるかという問題が提起された。関係がいかなるものであろうとも、裁判所は、当事者がこの局面に関して、本件紛争の解決のために、慣習法である排他的経済水域の境界を規律する法により漁業水域の境界が決定されることに異議がないという点で、同一の立場をとったことに注目する。しかしながら、当事者はかかる慣習法の解釈について見解が一致しない。

48　デンマーク及びノルウェーはともに、一九八二年国連海洋法条約の署名国であるが、未批准で、条約は未発効である。したがって、海洋法条約の規定を関連条約規定として適用する問題はありえない。しかしながら、裁判所は、同条約第七四条1及び第八三条1が向かい合っているか又は隣接する海岸を有する国の間の大陸棚及び排他的経済水域の画定が次のように行われるよう定めていることに注目する。

衡平な解決を達成するために国際司法裁判所規程第三八条に定める国際法に基づき合意により行う。

画定プロセスの目標としての「衡平な解決」の声明は、大陸棚及び排他的経済水域の両者の画定に関する慣習法の要求を反映している。

〔暫定的中間線〕

49　最初に大陸棚の画定を検討することとすれば、それは一九五八年条約第六条により規律され、画定が向かい合っている海岸の間であることから、暫定的に領海基線の間の中間線をとり、次に「特別の事情」が「他の境界線」を必要としているかを調べることが適当である。こうした手続は、第六条の「合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、その境界は、中間線とする」という文言に合致する。

50　向かい合っている海岸の間の大陸棚画定を規律する慣習法に基づく裁判判決例は、同様に、中間線を後に衡平な結果を確保するために調整又は移動することのできる暫定的な線とみなす。裁判所は、大陸棚（リビア／マルタ）事件（既述、上記46）において、北海大陸棚事件判決を特に考慮して、次のように述べた。

裁判所は、等距離方法の衡平な性格が、特に、画定が向かい合っている海岸を有する国の間で行われるべき場合には顕著であることに注目してきた。(*I. C. J. Reports 1985*, p. 47, para. 62.)

これに続けて、裁判所は、北海大陸棚事件判決から、裁判所が

向かい合っている国の沖合にありそれらを隔てている大陸棚は「中間線の手段によってのみ画定され……うる」(*I. C. J. Reports 1969*, p. 36, para. 57. また、p. 37, para. 58.)と述べた部分を引用した。そして、リビア／マルタ事件判決は、続けて次のように述べた。

> しかし、もっぱら向かい合っている海岸の間の画定の処理が裁判所に実際に求められたのは、初めてである。こうした事情において、続けて他の操作が行われるプロセスのひとつの暫定的な段階として、それら海岸の間に中間線を引くことは、最終的に衡平な結果を達成するための最も賢明な取り進め方である。(*I. C. J. Reports 1985*, p. 47, para. 62.)

51　確かに、デンマークは、画定プロセスの第一段階として暫定的にであっても等距離線を引くことの適切性を争い、この目的のため裁判所の前例を引用した。それは、大陸棚（チュニジア／リビア)事件(*I. C. J. Reports 1982*, p. 79, para. 110.)、メイン湾区域における海洋境界の画定に関する事件(*I. C. J. Reports 1984*, p. 297, para. 107.)、さらに、大陸棚(リビア／マルタ)事件(*I. C. J. Reports 1985*, p. 37, para. 43.)である。これらの前例は、既にみたように(上記45)、「特別の事情により他の境界が正当と認められない限り」中間線が使われるべきことを明示的に規定する大陸棚条約第六条により規律されなかった。他方において、一九七七年英仏仲裁裁判所は、大西洋区域において向かい合っている海岸の間の画定に一九五八年条約第六条を適用した際に、「等距離原則を適用する義務は、常に『特別の事情により他の境界が正当と認められない限り』の条件により限定されている」(*RIAA*, Vol. XVIII, p. 45, para. 70.)としてから、まず等距離方法を用い、次に、その結果をシリー諸島の存在という特別事情に照らして調整した(*ibid.*, pp. 115－116, para. 248)。この局面に関し、仲裁裁判所は次のような所見を述べた。

> それは、大陸棚を規律している法規則に合致するばかりでなく、まったく異なる画定基準に依拠するよりも等距離方法を修正又は変更する方法で解決を図る国家実行にも合致する。(*ibid.*, p. 116, para. 249)

いずれにしても、デンマークの引用した判決について言うべきことは、裁判所は、暫定的に等距離線を引くことがあらゆる事件において必要な又は義務的な段階であるわけではないと考えていたということである。しかし、画定が向かい合っている海岸の間であった二件（メイン湾及びリビア／マルタ事件）において、かかる暫定的な線で始めることがまったく適当であると認定された。したがって、本件における大陸棚境界に関して、仮に、一九五八年条約第六条でなくて、既決の事例において現された大陸棚に関する慣習法を適用することが適当であったとしても、暫定的な線としての中間線から始めて、次に、「特別の事情」がその線の調整又は移動を求めているかを問うのは、先例に合致している。

52　ここで、裁判所は、漁業水域の画定の検討に移って、裁判所規程第三八条に列挙された法源に基づいて、また、既に排他的経済水域に関して述べたこと(47)に照らして、漁業水域に適用のある法を考慮しなければならない。二重目的境界に関与した国際判決のうち、メイン湾事件判決――ここで、裁判部は一九五八年条約の適用を否定し、慣習法に依拠した――が、ここでは重要である。画定の特定部分が向かい合っている海岸の間の画定であることを述べたのち、裁判部は、中間線を「更に行うべきことのない終結として」採用する問題に至って、「画定区域に接している二つの隣接国の各々の海岸線の長さの差異」に注目し、それに基づいて「初めに引いた中間線に対して、限られてはいるが、現実の状態に妥当な配慮を払う修正を施す必要」を確認した(*I. C. J. Reports 1984*, pp. 334–335, paras. 217, 218.)。

53　このプロセスは、明らかに、リビア／マルタ事件において裁判所が向かい合っている海岸の間の大陸棚境界を決定した際に従った方法と同様である。したがって、それは、本件においても適当な出発点であることになる。このことは、とりわけ、メイン湾事件裁判部が、向かい合っている海岸の間の境界の一部を扱うに際して、一九五八年条約が当事者を法的に拘束していないと判断したのに、その状態における一九五八年条約第六条の効果との類似性に注目したことによる。本件における大陸棚と漁業水域の両者にとって、画定プロセスを暫定的に引いた中間線で始めることが適当である。

〔特別の事情、関連する事情〕

54　裁判所はいまや、暫定的に引いた中間線の調整又は移動を示唆することのある事案のあらゆる個別的要因の審査を求められている。どんな状態においても目標は、「衡平な結果」を達成することでなければならない。この立場から、一九五八年条約は、「特別の事情」の調査を求める一方、衡平原則に基づく慣習法は「関連する事情」の調査を求める。

55　「特別の事情」の概念は、一九五八年に開催された国連第一次海洋法会議において、長い間検討された。それは、一九五八年四月二九日の領海及び接続水域に関する条約（第一二条）及び大陸棚に関する条約（第六条1及び2）に取り入れられた。それは、そこに予定された等距離方法に結びついていて、だからこそ、一九七七年に大陸棚画定に関する事件（連合王国／フランス）の仲裁裁判所が「等距離－特別事情」を結合した規則の存在を示すことができた(上記46参照)。このように、特別事情は、等距離方法の無制限の適用から生み出される結果に修正をもたらしうる事情であることは明らかである。国際司法裁判所及び仲裁裁判所の判例法並びに第三次海洋法会議の作業を通して発展してきた一般国際法は、「関連する事情」の概念を用いてきた。この概念は、画定プロセスにおいて考慮が必要とされる事実と表現することができる。

56　その由来と名称が異なるのはカテゴリーの問題であるが、当然のことながら、一九五八年条約第六条の特別の事情と慣習法の下での関連する事情が同化する傾向がある。そして、これが両者とも衡平な結果の達成を可能ならしめる意図によるのであれば、問題はない。このことは、既にみたように慣習法が、第六条の文言と同様に、一応、中間線が衡平な結果を導くものと推定する傾向のある向かい合っている海岸の場合に、特にあてはまる。画定されるのが大陸棚、漁業水域又は全目的の単一境界のいずれであるかを問わず、向かい合っている海岸の場合に等距離－特別事情の規則が衡平原則－関連事情の規則と同様の結果をもたらしても、それは驚くことではない。この趣旨の認定は、英仏仲裁裁判所が第六条の規則及び衡平原則と「関連する」事情に基づく慣習法の規則に言及した後、当事者がその主張に用いた二重の根拠について次のように述べた際にも、存在した。

「衡平原則」の要件又は「特別の事情」の効果は、その実質というよりはアプローチと用語法の相違を反映しているとの裁判所の結論を確認する。(*RIAA*, Vol. XVIII, p. 75, para. 148)

57　本件において、「特別の事情」及び「関連する事情」の両者の項目の下で、いかなる事情が画定プロセスに法的関連性を有するかについて多くの論議がなされた。裁判所の北海大陸棚事件判決の頻繁に引用される声明を想起するのが有用であろう。

実際に、国が衡平な手続の適用を確実にするために考慮することのできることがらには法的な制限はなく、この結果を生じるのは、他のすべてのものを排除して一つのことに依拠するよりも、そのようなことがらすべてのバランスをとることの方が多いであろう。種々のことがらに与えられるべき相対的なウェイトの問題は、当然、事案の事情に応じて異なる。(*I. C. J. Reports 1969*, p. 50, para. 93.)

裁判所は、一九六九年には、交渉中の国の課題に取り組んだことを書き留めなければならない。実際に、一九六九年判決は全体に、事件を裁判所に持ち込んだ特別合意の文言の結果として、必然的にそのようなものであった。裁判所は、リビア／マルタ事件では次の警告を付け加えた。

国が考慮することのできることがらに法的制限はないとはいっても、このことは、衡平な手続を適用する裁判所には、ほとんどあてはまりえない。裁判所にとって、限定されたことがらのリストがあるわけではないが、法のうちにおいて発達してきた大陸棚制度とその画定に対する衡平原則の適用に関連するものだけが、そのリストに含まれる資格を持つことが明らかであろう。さもなければ、大陸棚の法的概念が、その性質になじまない考慮の導入によって、それ自体根本的に変えられうることになる。(*I. C. J. Reports 1985*, p. 40, para. 48.)

58　海洋境界の画定を宣言する判決を下すことを求められた裁判所は、そして、画定の実施を求められた裁判所はなおさら、各事件の「多様なことがらに与えられるべき相対的なウェイト」を決定しなければならないであろう。この目的のため、「事案の事情」のみならず、前例及び国家実行をも参考にするであろう。

この局面において、裁判所は、リビア／マルタ事件において述べられた「一貫性とある程度の予見可能性」(*I. C. J. Reports 1985*, p. 39, para. 45.) の必要を想起する。

〔中間線の調整又は移動〕

59　裁判所は、このように、画定プロセスの第一段階として暫定的に引いた中間線を用いることが適当であると結論して、ノルウェーが中間線を正当化するために援用した議論及びデンマークが二〇〇海里線を正当化するとして援用した事情を考慮して、本件の事情が中間線の調整又は移動を求めているか否かの問題を検討する。この目的のため、裁判所は、既に略述した（11及び12）紛争の地理的関連をいっそう詳細に考慮する。第一図に線ＡＤとして示した中間線は、かかる関連、特に、上記18－20に定義した三つの区域との関連において見なければならない。両当事者の権利主張を表す二本の線の間の「権利主張重複区域」（18に定義）は、対立する境界の主張に関するどのような場合にも明らかな関連性を有する。しかし、海洋境界の主張には、各国が他国が存在しなければ権利主張を行うことができる区域の重複という意味における、重複するエンタイトルメントの区域が存在するという特徴があり、これが北海大陸棚事件において表明された侵入禁止の原則の基礎であった(*I. C. J. Reports 1969*, p. 36, para. 57, p. 53, para. 101 (C)(1))。本件において、対立する権利主張と対立するエンタイトルメントの関係については、権利主張重複区域と潜在的権利重複区域の両者を考慮することによって、正しく見ることができるようになる(19)。

60　両当事者とも、各自が画定の目的のために考慮されるのが適当であると考える種々の事情に裁判所の注意を喚起した。しかし、いずれの当事者もこれらを特に暫定的に引いた中間線のありうべき調整又は移動と関連づけて提出しなかった。このことは、ノルウェーは中間線それ自体が正当かつ衡平な解決であると主張したためであり、また、デンマークは暫定的な解決としてさえ中間線を用いるべきではないと主張したためである。しかし、デンマークは、一九五八年条約に基づいて次のように争うことができると主張した。

> ヤンマイエン島は、すぐれて、「特別の事情」の概念に該当し、グリーンランドの二〇〇海里大陸棚に対してなんら影響を及ぼしてはならない。

デンマークがこの見解を正当化すると考えるヤンマイエンの特徴は、それが向かい合っているグリーンランドの海岸に対する関係において小さいこと、人の居住又は独自の経済生活を維持することができず、また、維持してこなかったこと（一九八二年海洋法条約第一二一条3参照）であり、デンマークは、この関連において、より広く、地理、人口、ヤンマイエン領域及びグリーンランド領域の憲法上の地位、社会経済構造、文化的遺産、均衡性、当事者の行動並びに地域内の他の画定に言及した。したがって、裁判所は、これらが中間線の調整又は移動を求め

る要因であるか否かを考察する。

〔海岸の長さの不均衡〕

61　地球物理学的な性格を有する第一の要因で、大陸棚及び漁業水域の両者に関して、デンマークの主張において最も顕著に特徴付けられたのは、ヤンマイエン海岸上のE点とF点との間とグリーンランド海岸上のG点とH点との間に位置する海岸と定義（定義は上記20にて説明）した「関連する海岸」の長さの不均衡又は不釣り合いである。ノルウェーは、デンマークが海岸の長さについて提出した次に掲げる数字を争わなかった。海岸前面を直線GHと直線EFとした場合の長さは、グリーンランドが約五〇四・三キロメートルでヤンマイエンが約五四・八キロメートルである。GH間及びEF間の距離を中間線の基になる連続する基線に沿って測定した場合には、その合計は、グリーンランドが約五二四キロメートル、ヤンマイエンが約五七・八キロメートルとなる（〔一〇三〕頁掲載の第二図参照）。したがって、ヤンマイエンとグリーンランドの海岸との比は、初めの計算によれば一対九・二であり、二番目の計算では一対九・一である。

62　デンマークは、国際司法裁判所及び仲裁裁判所の判例の独自の分析に基づいて、海岸の長さの割合は、第一に次のようなものであると考える。

衡平な画定線にとって適当な方法を採用するために他の基準(criteria)とともに考慮されるべき関連する事情又は要因

第二に、かかる釣り合いは、算術的比率の形式において、到達した画定線の衡平を判定するための決定的要因の一つであると主張する。デンマークからみれば、これら二つの釣り合いの要因の概念は、同時に適用がある。デンマークは、二つの関連する海岸の長さの間の不均衡は明白であり、他の関連する事情を考慮するまでもなく、この種の不均衡はグリーンランドの二〇〇海里の水域に対する権利を尊重する画定線を導くと論じた。デンマークは、この局面において、グリーンランドとヤンマイエンの関連する海岸線の長さの間の関係を考慮し、同じ比率で海域を割り当てる地理的比例線は、グリーンランド海岸から二〇〇海里よりも先に引かれるであろうとの所見を表明した。しかし、デンマークは、「結果において衡平」であると考えるそうした線を採ることができると示さなかった。なぜならば、それは国がその海岸沖合の海域を要求する権利を規律する国際法制度に合致せず、デンマークの許容される権利主張はグリーンランドの基線から二〇〇海里の画定線であるためであった。デンマークの見解では、一九五八年条約第六条の適用も同様の結果を導く。

63　ノルウェーの主張は、海岸の比較は本件において、衡平な解決を生じるプロセスの一部を成す関連事情に完全なウェイトを与えるのを恣意的に拒否する結果を生じること、そして、かかる比較は画定における当事者の待遇の平等の達成に関連しな

いことである。ノルウェーは、裁判所の判例を引用して、（各海岸の長さの比に基づく要因の形式における）釣り合いは、独立の画定の原則ではなく、他の手段によって到達した結果の衡平性の判定基準（test）であるとも主張した。さらに、ノルウェーの見解によれば、海岸の長さの比が、関連する決定的事情としても又は単なる関連事情としてさえ、画定において考慮されるのを求める理由はない。ノルウェーは最終的に、海岸の長さの差異は、一九五八年条約第六条の適用上、特別事情として認められたことはないとの見解をとった。

64　一見したところ（prima facie）、向かい合っている海岸の間の中間線画定は一般に、問題にされる海岸が平行に近いときには殊に、衡平な解決を生じる。本件のように、向かい合っている海岸であって、両者が大陸棚及び他の国際法の承認する海域の完全な二〇〇海里の広がりをもつだけの間隔がないものの間で画定が必要になる場合には、中間線は、二つの二〇〇海里限界線からも等距離であり、一応、重複する区域の衡平な分割を実現するとみなすことができる。しかしながら、裁判所が大陸棚に関して一九六九年に所見を表明したように、海洋画定の司法的処理は、未分割の状態で保有されるものの分割を伴わない。

画定は原則として、既に沿岸国に属している区域の境界の確立に関わるプロセスであり、かかる区域を新たに決定することではない。衡平なやり方での画定は、多くの場合に結果は比肩しうるか又は同一になりさえするが、それまで未画定だった区域の公正かつ衡平な持分の分配と同じことではない。（*I. C. J. Reports 1969*, p. 22, para. 18.）

このように、法は、画定が海岸前面の長さとそれが生じる区域の数的比較に基づいて重複区域を分配する努力によることを要求していない。裁判所の任務は、二つの国の海洋管轄権の下にある区域の間の境界線を定めることであり、区域の分配は画定の結果であって、その逆は真ではない。

65　もちろん、一九五八年条約第六条が裏書きする等距離方法が国家実行において重要な役割を果たしてきた理由を構成するのは、この一応衡平な性格（prima facie equitable character）である。向かい合っている海岸の間の画定に対するその適用は、ほとんどの地理的事情において、衡平な結果を生じる。しかしながら、関連する海岸と等距離方法の適用によりそれが生じる海洋区域の間の関係が、衡平な解決を確保するためにこの事情の考慮を要すると認められるほど不釣り合いである場合があり、本件は、そのような状態である。判例法における釣り合い――又は不釣り合い――に対する頻繁な言及は、衡平な画定は、かかる事情において、関連する区域の各海岸の長さの不均衡を考慮しなければならないとの命題の重要性を確認する。

66　北海大陸棚事件において、裁判所は、裁判所が衡平な解決を達成するために考慮に入れるべきものとした一つの要因を次のように述べた。

衡平原則に従って行われる画定が、沿岸国に属する大陸棚区域の範囲と海岸線の一般的な方向で測定されたその海岸の長さとの間にもたらすべき相当程度の釣り合いの要素（*I. C. J. Reports 1969*, p. 54, para. 101 (D)(3)）

一九七七年の英仏仲裁裁判所は、一九五八年条約を適用していたときに「海岸線の長さに照らした釣り合いという主張された原則」（*RIAA*, Vol. XVIII, p. 115, para. 246.）に関して、「それは、画定の衡平又は不衡平な性格に対する地理的特徴の効果を評価する際に考慮されるべき要因である」（*ibid.*, p. 57, para. 99）、そして、「関連する基準又は要因は、釣り合いの一般原則というよりも不釣り合いである」（*ibid.*, p. 58, para. 101）と述べた。この要因の関連性は、大陸棚画定に関わる他の事件において裁判所が確認した。それは、大陸棚（チュニジア／リビア）事件判決（*I. C. J. Reports 1982*, pp. 43－44, para. 37.）、大陸棚（リビア／マルタ）事件判決（*I. C. J. Reports 1985*, pp. 43－44, para. 55.）である。また、メイン湾事件の裁判部も、大陸棚と漁業水域のための単一の海洋境界の関連において、このことを確認した。同事件において、裁判部は、次の所見を述べた。

海洋画定は、……関連区域において当事者に属する海岸の各々の長さに比例する係争区域の直接的分割によって行われることはできないが、別の基礎を踏まえて実施された画定から生じるそれら海岸の長さに対する実質的な不釣り合いが、適当な矯正を求める事情を構成することも等しく確かである（メイン湾区域における海洋境界の画定に関する事件判決 *I. C. J. Reports 1984*, p. 323, para. 185.）。

67　この原則の実際的な履行は、時として、リビア／マルタ事件におけるように第三国の権利主張によって又は関連するものとして扱われるべき海岸及び区域を必要な精確度で決定する困難によって複雑化されることもある。アイスランドのありうべき権利主張は、当事者が裁判所に要請した画定の南限として扱っている二〇〇海里線（上掲〔一〇三〕頁第一図上のBCD）のうちに完全に含まれているようにみえる。目下審理中の暫定的に引いた中間線のコースを生じさせる役割から見て、第一図のE点とF点の間及びG点とH点の間の各海岸を関連するものとして扱うのが適当である。したがって、裁判所には、次の問題がある。関連する海岸の間の長さの差はきわだっている。それが生じる効果に考慮を加えなければならないとして、この不均衡は、中間線の調整又は移動を求める、一九五八年条約の適用上の「特別の事情」を構成し、また、漁業水域の画定に関し、慣習法規則の適用上の「関連する事情」を構成しているか。

68　中間線による画定は、裁判所の見解によれば、東部グリーンランドの海岸前面とヤンマイエンの海岸前面の地理を無視することになるであろう。海岸の諸点の海洋への投影（maritime projection）により生じる区域の比との比較における海岸の長さの比の関数として画定の衡平な性格を決定する問題ではない（大陸棚（リビア／マルタ）事件 *I. C. J. Reports 1985*, p. 46, para. 59, 参照）し、「長い海岸線を有する国の状態を限られた

海岸線の国のそれと同様にする」(北海大陸棚事件 *I. C. J. Reports 1969*, pp. 49−50, para. 91)問題でもない。しかし、各当事者の海岸の長さの差異は、この特徴を画定の操作において考慮しなければならないほど顕著である。メイン湾事件において、裁判部が自ら決定したメイン湾内における一対一・三八の比が中間線画定の「矯正」を正当化するに足りるとしたことが想起されなければならない(*I. C. J. Reports 1984*, p. 336, paras. 221−222)。よって、海岸の長さの間の不均衡は、一九五八年条約第六条1の意味における特別事情を構成する。同様に、漁業水域に関して、裁判所は、海岸の長さの大きな不均衡に鑑み、中間線の適用が明白に不衡平な結果をもたらすとの見解を有するものである。

69　このことから、海岸の長さの不均衡に照らして、中間線は、画定がヤンマイエンの海岸の方に近づくように調整又は移動されなければならない。しかし、海岸の不均衡を考慮することは、東部グリーンランドとヤンマイエンの海岸前面の長さの関係を直接かつ算術的に適用することを意味しないことを明らかにしなければならない。なぜならば、裁判所は次のような所見を表明したことがある。

> かかる釣り合いの使用が正しいとすれば、他のいずれかの考慮に余地があるのか判然としなくなってしまう。というのは、それが直ちに大陸棚に対する権利の権原の原則になり、その原則を作用させる方法になってしまうからである。しかし、その議論の根拠としての弱点は、釣り合いをそれ自体の権利として使用することには、国家実行、(特に)第三次海洋法会議における各国の見解の公式な表明又は判例のいずれにも支持がないことである。(大陸棚(リビア／マルタ)事件判決 *I. C. J. Reports 1985*, p. 45, para. 58.)

70　事情は、境界線は東部グリーンランド海岸上の基線から二〇〇海里に引かれるべきであるというデンマークによる主張、すなわち、デンマークにその大陸棚及び漁業水域に対する最大の権利主張の範囲を与える画定を裁判所が認めることを求めてもいない。かかる画定の結果は、デンマークが定義する「画定紛争に係る区域」の残余の部分(〔一〇三〕頁掲載の第一図上の多角形ＡＢＦＥＡ)をノルウェーに残すに過ぎない。東部グリーンランドの海岸から測定した二〇〇海里線による画定は、算術的見地からは、海岸の長さの不均衡に考慮すれば、中間線に基づく画定よりも衡平なように見えるかもしれない。しかし、このことは、法に基づくあらゆる海洋画定の目的である、結果が本来的に衡平であることを意味しない。ヤンマイエンの海岸は、東部グリーンランドの海岸と同様に、慣習法により承認された、すなわち、原則としてその基線から二〇〇海里の限界までの海域に対する潜在的な権利(potential entitlement)を生じる。ノルウェーにグリーンランド東岸に完全な効果を与えた後に残る区域しか与えないことは、ヤンマイエンの権利と衡平の要求に反することになろう。

71　検討のこの段階において、裁判所は、中間線と関連部分の

東部グリーンランド海岸から算定された二〇〇海里線の両者とも、大陸棚又は漁業水域の境界として採用されるべきではないと考える。したがって、境界線は、これら二本の線の間で、得られる結果が一九五八年大陸棚条約の想定する特別事情により正当化され、慣習国際法の原則及び規則に基づいて衡平であるような位置になければならないということになる。裁判所は次に、他のどのような事情がまた境界線の位置に影響を及ぼすことがあるかを考察する。

〔資源に対するアクセス〕

72　裁判所は、権利主張重複区域の資源に対するアクセスが画定に関連する要因を構成しているか否かの問題に転じる。海底資源に関する限り、裁判所は大陸棚（リビア／マルタ）事件において述べたところを想起する。

> 画定に係る大陸棚の天然資源は、北海大陸棚事件において述べたように（*I. C. J. Reports 1969*, p. 54, para. 101 (D)(2)）『知られているか又は容易に確かめられる限りにおいて』画定において考慮に入れるのが適当な関連する事情を構成する。それらの資源は、国がそれを含む海底区域に対する要求を行う際に予想した本質的目的である。（*I. C. J. Reports 1985*, p. 41, para. 50.）

しかし、この局面に関しては、区域に多金属性硫化物及び炭化水素の鉱床が存在する可能性に言及されたが、裁判所にほとんど情報はもたらされなかった。

73　漁業に関して、両当事者とも区域の海洋資源における各々の利益の重要性を強調した。裁判所は、グリーンランドとヤンマイエンの間の区域の主たる開発漁業資源はシシャモであるとの情報を得た。これは回遊種で、その回遊パターンは気象条件によって変化する。概して、シシャモは三月及び四月にアイスランド南岸沖で孵化し、幼魚は主にアイスランド水域に留まるが、魚齢二年又は三年のシシャモは夏期及び秋期にはその回遊範囲をグリーンランドとヤンマイエンの間の水域に広げ、一〇月にアイスランド水域に回帰する。一九八〇年、八一年及び八四年から八九年までのノルウェーのシシャモ漁獲の記録は、時にはヤンマイエン周辺水域のようなはるか東に及ぶこともあるが、一般に、権利主張重複区域の南部における資源群（stock）の集中を示している。中間線の西にある区域（ここでは、ノルウェー漁船は操業していない。）における漁獲についての地理的データは提出されなかったが、シシャモ資源群は一般に、権利主張重複区域の南部の西側にも広がっていることが合意された。

74　一九八九年六月一二日にグリーンランド／デンマーク、アイスランド及びノルウェーの間で、グリーンランド、アイスランド及びヤンマイエンの間の全水域におけるシシャモ資源群の保存及び管理に関する三当事国の協力を求め（第一条）、各季節の総漁獲可能量の合意による決定を規定する（第二条）協定が締結された。漁獲可能量はこの時に、グリーンランド、アイスランド及びノルウェーの間で各々一一パーセント、七八パーセン

ト及び一一パーセントの比率で配分された。グリーンランドは、欧州共同体との漁業協定により、年間四万トンのシシャモを共同体に割当て、そのうち一万トンは共同体からフェロー諸島に改めて割当てられ、残りはアイスランド水域におけるレッドフィッシュ漁獲枠との交換で欧州共同体からアイスランドに渡されてきた。割当分の漁獲の有無に関わらず、欧州共同体からグリーンランドに支払いが行われる。一九八九年協定でグリーンランドに与えられたシシャモ漁獲枠の残りの部分は、収獲一キロ当たりの歩合制で料金の支払いを受けて漁獲を行うフェロー漁船をチャーターするグリーンランドの船主に割り当てられた。デンマークは、この漁業資源開発方法は、グリーンランド漁船団の能力が向上するまでの一時的な取り計らいと見られるべきことを力説した。デンマークは、諸外国に割り当てられた漁獲枠とは無関係に、東部グリーンランドへの割当が全グリーンランド水域について定められた総漁獲割当の半分以上になることを強調し、また、グリーンランドが経済的にグリーンランド水域内のすべての漁獲から利益を得ていると述べた。デンマークはまた、グリーンランド東岸、特にアザラシ及びクジラの捕獲が関連するところでのグリーンランドのイヌイット住民の資源開発に対する依存も強調した。ノルウェーは、ヤンマイエンとグリーンランドとの間の水域が長期にわたってノルウェーの捕鯨、アザラシ猟及び漁業の舞台となってきたこと、ヤンマイエン区域における多様な漁獲活動がノルウェーの漁獲高の八パーセント余りを上げていること、そして、それがノルウェーの沿岸地域社会の弱小な経済に貢献していることを示した。

75　これまでの多くの海域画定紛争において起きてきたように、当事者は本質的に、漁業資源へのアクセスに関して対立状態にある。このことは、各々の経済に対する漁業活動の重要性及び関連住民が実施する多様な形態の漁業の伝統的な性格が力説されたことを説明している。大陸棚と漁業水域のための単一の海洋境界に関わったメイン湾事件において、事件を処理した裁判部は、当事者各々の漁獲活動に対する画定の効果を、画定が「関連する国の住民の生活と経済的安寧に壊滅的打撃」を及ぼさないように確保することによって考慮する必要を承認した(*I. C. J. Reports 1984*, p. 342, para. 237.)。この判例法に照らして、裁判所が考察しなければならないのは、中間線は、漁業水域境界として、関連する脆弱な漁業社会のためにシシャモ漁業資源に対する衡平なアクセスを確保するため、なんらかの調整又は移動が必要とされているか、である。

76　裁判所の見るところでは、シシャモの季節的回遊は、アイスランドの主張する二〇〇海里線以北において、概ねこの線と北緯七二度線との間の権利主張重複区域の南部を中心としており、漁業水域の画定は、この事実を反映すべきである。この区域における画定が、その線により割り当てられる区域に漁獲可能な量のシシャモが毎年存在することを各当事者に保証できないことは明らかである。しかし、裁判所には、中間線は、ノル

ウェーに権利主張重複区域全体を帰属させることになるため、デンマークが西に離れすぎて、シシャモ資源に対する衡平なアクセスを保証されなくなるように思われる。この理由からもまた、中間線が東の方に調整又は移動されることが求められる(上記71参照)。

77　この関連において、裁判所は、裁判所にもたらされた地球物理学的な性格を有する別の要因、すなわち、地域の水域における氷の存在を考察しなければならない。グリーンランド東岸北部の沖合は常に、密集氷に覆われており、東グリーンランド海流がその海岸に沿って、そこに莫大な量の極流氷を運びながら南に流れている。その結果として、第一に、ブリュスタ岬(G点)以北のグリーンランド東岸から沿岸海域への直接の出入りは年間を通して不可能であり、よって、地域で操業する漁船は他の部分の海岸を根拠地としなければならない。第二に、権利主張重複区域それ自体が流氷の影響を受け、流氷は、最も狭いときでもグリーンランド海岸とヤンマイエンの間のおよそ半ばにまで達し、二月から五月までの間は実質的に区域全体に広がり、六月から九月にかけて再び縮小する。両当事者が提出した長期の衛星観測の統計的評価に基づく地図は、氷が地域に及ぼす影響の程度を一致して示した。流氷の覆う範囲が四〇パーセントになると、通常の航行とすべての漁業活動が不可能になるというのが、当事者の見解の一致点である。デンマークは、自ら主張するグリーンランド沖合の二〇〇海里水域が、事実上、グリーンランドに二〇〇海里の開発可能な海を与えず、ノルウェーの提案した中間線では、実際上は、氷がなくて漁業が可能な水域の一〇パーセントがデンマークに残されるに過ぎないと主張した。両当事者とも、氷が権利主張重複区域の海底の実際的な探査及び開発に対してもちうる意味には、論評を加えなかった。

78　本件において、流氷の存在が海洋資源へのアクセスに及ぼす影響の問題が論じられた。特に、北極圏内において、その地球物理学的な特徴は無論、人間の活動に実質的な影響を与える。永久氷(perennial ice)は、地域の資源へのアクセスを強く妨げ、その特別な地理的特徴を構成しうる。しかし、本件において、裁判所は、権利主張重複区域の南部で漁獲可能な量のシシャモが発見された年には、流氷の覆いが北西方向に後退する時期(七月－九月)にも見られるとの情報を得ている。氷の覆いが最も広がる四月には、ヤンマイエンとグリーンランドの間の水域には、シシャモも他の既知の漁業可能な種も存在しない。したがって、裁判所は、氷は水域へのアクセスに対して相当な季節的制約を構成してはいるが、権利主張重複区域の南部における回遊性漁業資源に実質的な影響を及ぼすわけではないとの心証を得た。

〔人口と経済〕

79　デンマークは、グリーンランドとヤンマイエンとの人口及び社会－経済的要因に関する大きな違いが画定に関連すると考

えた。デンマークは、ヤンマイエンには定住人口がなく、二五人が一時的にその職業のために居住するにすぎないことを指摘した（上記15）。デンマークの見解によれば、実際、ヤンマイエンは人間の居住又は独自の経済生活を維持できないし、維持してこなかった。既に述べたように（上記14）、グリーンランドの総人口は五万五千で、そのうち六パーセントが東部グリーンランドに住んでいる。社会－経済的要因に関して、デンマークは、グリーンランド経済の大黒柱である漁業及び漁業関連活動がグリーンランドにとってもつ重要性を強調した。しかしながら、ヤンマイエン周辺海域におけるノルウェーの漁業利益は、漁業者がいないヤンマイエン自体のものではなく、ノルウェー本土の利益であるという。また、デンマークは、「文化的要因」と呼んだ、グリーンランドの人々がその陸土と周辺海域にもつ愛着にも依拠し、それに照らしてみると、グリーンランド人にとって、その海岸から二〇〇海里内の海洋域が遠隔地の高度に発達した工業国の人々の利益を尊重して切り詰められるのを認めるのは、不可能でないにせよ、極めて困難であろうと主張した。

80　デンマークは、一九八二年国連海洋法条約第一二一条3の規定（「人間の居住又は独自の経済的生活を維持できない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。」と規定する。）の文言を用いたが、ヤンマイエンには大陸棚又は漁業水域に対する権利がないとは主張せず、ヤンマイエン島は、海洋境界が同島とアイスランド及びグリーンランドの領土との間に設定される際に、完全な効果ではなく部分的な効果を認められうるにとどまると主張した。これは、裁判所が既に認められないと認定した主張である（上記70）。また、裁判所の見解では、「文化的要因」が別の結論を示してもいない。問題は、ヤンマイエンの人口の規模と特殊性及びそこを根拠地にする漁業の欠如は画定に影響を及ぼす事情であるか否か、である。裁判所は、国の領土への海洋区域の帰属はもっぱら当該領土が海岸線を保有していることであるとの所見を表明してきた。裁判所は、大陸棚（リビア／マルタ）事件において大陸棚画定に関して表明する機会を得た次のような所見が、本件紛争に関連すると認める。

> しかし、裁判所は、問題の二国の相対的な経済的地位が、両者のうち豊かでない方の国に属するとみなされる大陸棚区域を経済的資源の劣勢を補うために増すような方法で、画定に影響を及ぼすべきであるとは考えない。かかる考慮は、国際法の適用のある規則の根底にある意図とはまったく無関係である。大陸棚に対する法的権利付与の有効性を決定する規則又は近隣国間の画定に関する規則のいずれにも、問題の国々の経済的発展を考慮する余地がないことは明らかである。排他的経済水域の概念は、当初から、開発途上国に利益のための特別な規定をいくつか含んでいたが、それらは、その区域の範囲や近隣国間の画定に関係するのではなく、その資源の開発に関連するに過ぎない。（*I. C. J. Reports 1986*, p. 41, para. 50.）

したがって、裁判所は、本件において行われる画定において、ヤンマイエンの人口が限られている性質又は社会－経済的要因

を考慮に入れられるべき事情と見なす理由はないと結論する。

〔安全保障〕

81　ノルウェーは、デンマークによるグリーンランド沖合二〇〇海里水域の主張に関連して、次のように主張した。

> 境界を一方の国よりも他方の国の近くに引くことは、保護を求める利益を境界に近い国が保護する可能性を不衡平に除去することを意味する。

ノルウェーの考えでは、かかる安全保障の考慮は、地理的な基準に従って第一義的な境界を設定するという主要な任務にこれが割り込むのを認めることを各裁判所は望まなかったけれども、インバランスが生じるのを回避するのに関わっている。裁判所は、リビア／マルタ判決(*I. C. J. Reports 1985*, p. 42, para. 51.)における「安全保障の考慮は、もちろん、大陸棚概念に関係しないわけではない」との所見は、裁判所がそのとき扱っていた大陸棚に対してすべての海洋区域に関する一般的な所見を特に適用したものであったと考える。本件において、裁判所は既に二〇〇海里線を否定した。大陸棚（リビア／マルタ）事件において、裁判所は次のことを確信した。

> 本判決の適用の結果生じる画定は、安全保障の問題を本件における特段の考慮にするほど、いずれかの当事者の海岸に近くはない。
> (*I. C. J. Reports 1985*, p. 42, para. 51.)

本件において、裁判所は、後述の画定に関して同様の確信を有する。

〔当事者の行動〕

82　当事者の関連区域に関する行動について最初に書き留めるべきことは、紛争を深刻化させないために当事者が払った注意と画定に対してとってきた原則に関する立場への固執がかかる行動を特徴づけていることである。この行動は既に、当事者がその行動によって中間線画定の適用を承認しているとのノルウェーの主張との関係において、裁判所により考察された（上記33－39)。当事者の行動の問題は、ここでは、デンマークが主としてノルウェーの行為に関して行った主張という別の関連で考慮されなければならない。この主張は、大陸棚（チュニジア／リビア）事件（*I. C. J. Reports 1982*, p. 84, para. 118)におけるように、当事者の行動からある特定の方法が衡平な結果を生じそうなものとして指し示される場合において、かかる行動は適当な画定方法の選択に極めて関連性の高い要因であるとする。この局面において、デンマークは、ノルウェーとアイスランドとの海洋画定並びにノルウェーがノルウェー本土の経済水域とスヴァルバル群島（ベア島－ビエルネヤ）の漁業保護水域との間に設定した境界線を援用した。

83　一九八〇年五月二八日のノルウェーとアイスランドとの間の漁業及び大陸棚の問題に関する協定により、アイスランドと

ヤンマイエンとの間の大陸棚の分界線に関する勧告を行う調停委員会が設置された(第九条)。その後、一九八一年一〇月二二日の協定により、ノルウェーとアイスランドは、以前の協定の締結により次のことを合意したことを示した。

> アイスランドの経済水域は、アイスランドとヤンマイエンとの間の基線の間の距離が四〇〇海里に満たない区域においても、二〇〇海里まで及ぶ。(前文)

協定はさらに、次のように定める。

> アイスランドとヤンマイエンとの間の区域における当事国の部分の大陸棚の間の分界線は、当事国の経済水域のための分界線と同一とする。(第一条)

スヴァルバル群島の最南の島であるベア島については、同島は、ノルウェー本土の北、四〇〇海里未満に位置している。同島は、一九二〇年二月九日のスピッツベルゲン条約の特別規定に服してはいるが、ノルウェー王国の一部である。ノルウェーは、一九七七年六月三日に勅令によりベア島を含むスヴァルバル周辺に、基線から二〇〇海里を外側の限界とする漁業保護水域を設定した。しかし、勅令は、水域が「さらにノルウェー本土沖合の経済水域の外側の限界により画定される」(一条三項)と規定していた。デンマークが主張したのは、ノルウェーはこのように、ヤンマイエンがアイスランドに対する関係において、また、ベア島がノルウェー本土に対する関係において、中間線によって画定が行われえなかったことのみならず、アイスランド及びノルウェー本土の二〇〇海里水域に食い込んではならないことを認めていることであった。

84　本件において、ノルウェーは、ノルウェーとアイスランドとの間の諸協定は漁業に強く依存し、しかもノルウェーと特殊な関係にある島国のための政治的譲歩を表していると論じつつ、それら協定により関連する行動又は先例が構成されることを否定した。ノルウェーは、アイスランドが最初に二〇〇海里水域を設定した際に抗議したこと、そして、アイスランドは伝統的に、漁業関連では特に、その海岸とヤンマイエンの海岸との間の水域において活発な活動をしてきたけれども、グリーンランドの場合にそうではなかったことを想起した。ベア島の取扱に関して、ノルウェーは、ベア島を含むスヴァルバルがノルウェー王国の一部であり、したがって、まったく重複区域の国際的画定の問題ではないことを強調した。

85　ベア島に関する限り、この領土はいま画定されようとしている権利主張重複区域に関係しない地域に位置している。この局面において、裁判所は、ある紛争当事国がその紛争の解決のために、以前に別の関連で採った特定の解決をそのまま持ち込む法的義務はないとの所見を有する。たとえ、スヴァルバルの画定が国際的なものとして取り扱われるべきであるとしても、ノルウェーは、かかる解決による拘束を受けない。このことは、デンマークがスカゲラック及び北海の一部又はフェロー諸島沖合でノルウェーとの間の画定を行うために用いた等距離の方法

を本件に適用する法的義務がないのと同じことである。

86　アイスランドとノルウェーとの間でヤンマイエン南方の区域の画定のために締結された協定に基づくデンマークの主張は、それらの文書がヤンマイエン自体に直接関連する限りにおいて、特別の考慮を受けるに足りる。デンマークは、一九八〇年協定及び一九八一年協定のノルウェーに対する援用によって、司法手段によるアイスランドとの待遇の平等の獲得を目指している。デンマークがかかる待遇の平等を求めることは、理解できるところである。しかし、条約により規律される関係のなかにあっては、その相互関係においてどのような条件で最も良くバランスがとれるかを合意によって決定するのは、つねに関係当事国である。海洋画定の個別事案において、国際法が衡平な解決に到達するために定めるのは、ある島の周囲又は特定国の海岸前面の全体における海洋域(maritime spaces)の画定のための単一の方法の採用ではなくて、望まれたときに海岸の種々の部分ごとに変わる画定システムである。したがって、多くの場合に当事国の行動は、かかる画定に対してなんら影響を及ぼすことはないであろう。一九八〇年協定及び一九八一年協定が規律する事態と本件紛争とで若干の要素(島の同一性、ノルウェーの関与)が共通である事実は、形式的ウェイトにすぎない。これらの理由から、裁判所は、当事者の行動が本件における画定の操作に影響を及ぼしうる要素を構成しないと結論する。

〔画定線の決定〕

87　裁判所は、大陸棚及び漁業水域の画定のために考慮するのが適当であるとして提出された地球物理学的及び他の事情の審査を完了して、両者について画定の第一段階として暫定的に採用した中間線が、それよりも広い海洋域をデンマークに帰属させるよう調整又は移動されなければならないとの結論に到達した。しかし、デンマークが東部グリーンランドの基線から二〇〇海里に引いた線は、調整としては過度であり、その効果が不衡平であろう。したがって、画定線は、各当事者が提案した線の間、権利主張重複区域のなかに引かれなければならない。裁判所は、画定線の精確な位置の問題の検討に移る。

88　ノルウェーは、その答弁書において次のように主張した。

> 裁判は、画定の基礎に関する宣言的判決であって、位置決定の精確な表現(又は境界設定)を当事者間の交渉に残す判決をもたらすべきである。

そして、その申立は、中間線を支持する「宣言的」判決とノルウェーが呼んだものに対する要請のまま変わらなかった。裁判所は、中間線が関連する法の適用の結果生じる境界を構成すると考えないので、この申立を是認することはできない。裁判所はまた、画定線がデンマークの提出した特定の地理座標による東部グリーンランドの基線から二〇〇海里に引かれるべきであるとの申立も是認することはできない。しかし、弁論中にデン

マークは追加的かつ選択的な申立（上記10）を提出し、これによれば、裁判所には次のことが求められる。

国際法に従い、かつ、当事者の提出した事実及び立論に照らして、ヤンマイエンとグリーンランドとの間の水域におけるノルウェーとデンマークの漁業水域及び大陸棚の区域の間の画定線が引かれるべきところを決定し、この線を引くこと（強調追加）

最終弁論において、ノルウェーの名において、デンマークの申立との関連で、ノルウェーはその答弁書に表明された記述の立場を維持するとの声明が行われた。

89　ノルウェーが主張したような、画定線の確定が行われるやり方の大まかな指示を与えて、問題を当事者の将来の合意に任せることは、裁判所の見解では、紛争を決着するその任務の完全な遂行ではない。裁判所は、なお残りうる問題が水路学上の専門的事項であって、当事者が専門家の助力を得て確実に解決できるものに厳に限られるようなやり方で、画定線を定義すべきであると確信する。本件における権利主張重複区域は中間線とグリーンランドからの二〇〇海里線により限定されるが、これらの線はともに幾何学的な線である。基点に関する見解の相違があるかも知れないが、確定された基点があれば、二本の線は自動的に定まる。したがって、画定プロセスの第一段階として暫定的に引いた中間線は、グリーンランド及びヤンマイエンの海岸上の当事者が示した基点を参照して決定される。同様に、裁判所は、この中間線とグリーンランド海岸上の基点からデンマークが算出する二〇〇海里線を参照して、いま指示しようとしている画定線を定義することができる。よって、裁判所は、かかる画定の確定にとりかかることとし、その目的のため、当事者がみずからその訴答書面及び口頭弁論で満足して用いた基線及び座標を用いる。

90　裁判所は、大陸棚に適用のある法と漁業水域に適用のある法を適用する義務があると認定し（上記44）、これらを適用してきた。裁判所は、このことを行ってきて、大陸棚及び漁業水域の画定の出発点として用いられた暫定的に引いた中間線が、デンマークにいっそう広い海洋域を帰属させるために調整又は移動されなければならないとの結論に到達した。大陸棚に関する限り、この線全部を一斉に東の方へ移動する必要はない。他の考慮が別の形式の調整を示すことがあれば、それを採用することは衡平な結果に到達する必要が裁判所に付与した裁量の範囲内にあろう。漁業水域については、権利主張重複区域の南部の資源に対するアクセスが、この区域に暫定的に引いた中間線の実質的な調整又は移動により確保されなければならない。裁判所の見解では、ここに示す二つのカテゴリーの海域のための画定線の位置を同一とする画定は、本件の事情において、大陸棚に適用のある法と漁業水域に適用のある法の両者の適正な適用を構成する。

91　画定線は、中間線と東部グリーンランドの基線からの二〇〇海里線との間に位置しなければならない。それは、それらの

線が交差する北のA点に始まり、アイスランドの主張する基線から引かれた二〇〇海里線上の第二図（〔上掲一〇三〕頁）のD点とB点の間の点に到る。この線を定義する目的のため、そして、漁業資源への衡平なアクセスのために適正に備えるために、権利主張重複区域は以下に述べる三つの部分に区分される。グリーンランドの二〇〇海里線は、（第二図上のA点とB点との間で）第二図でI点とJ点と表示された二つの顕著な方向の転換を示している。これに相応して、中間線にも同様にK点及びL点として示された方向転換がある。I点とK点を結ぶ直線及びJ点とL点を結ぶ直線によって、権利主張重複区域は三つに分けられる。これらを南から北の順に第一水域、第二水域及び第三水域と呼ぶこととする。

92　最も南の第一水域は、本質的に、主要な漁場（既述、上記73）に対応している。裁判所の見解では、両当事者はこの区域の漁業資源に衡平なアクセスを有しなければならない。この目的のため、B点とD点の間のアイスランドの主張する二〇〇海里線上に一つの点（M点という。）を設け、M点から線分JLと一点（N点という。）で交差して、第一水域を等面積の二つの部分に分割する線を引く。この分界線は、第二図において線分MNとして示される。第二水域及び第三水域に関する限り、問題は、海岸の長さの著しい不均衡という上記61から71までにおいて検討した事情から、衡平原則を適用して、適当な結論を導き出すことである。裁判所は、権利主張重複区域全体の等分は、この事情にウェイトを置き過ぎることになると考える。裁判所は、第一水域の等分を考慮して、残余の権利主張重複区域の次のような分割によって衡平の要請が満たされると考える。すなわち、線分IK上にIまでの距離がKまでの距離の二倍となる一つの点（第二図上のO点）を定め、次いで、このO点にN点から直線を引き、さらに、O点からA点に直線を引いて第二水域及び第三水域の画定を実施する。

93　上述の各点の座標は、各当事者がその領土の海岸上の基点に関して裁判所に提供した情報に基づき、次のとおり算出され、当事者への情報のためにここに収録する。

（WGS、一九八四）

	北緯 度	分	秒	西経 度	分	秒
A	七四	二一	四六・九	五	〇〇	二七・七
I	七二	二八	三五・九	九	二三	〇九・四
J	七一	三二	五八・四	一一	一一	二三・六
B	六九	三四	四三・三	一二	〇九	二五・五
C	六九	三八	二六・八	一二	四三	二一・一
D	七〇	一二	五〇・五	一五	一〇	二一・八
L	七二	〇七	一六・〇	一四	四〇	二五・四
K	七三	〇一	四二・五	一二	二五	二三・二
M	六九	五四	二六・九	一三	三八	〇一・〇
N	七一	五〇	〇〇・八	一二	五〇	四八・二

〇　七二　五〇　五八・七　一一　二三　二三・二

91及び92にいう直線はすべて、測地線とする。

〔判決主文〕

94　以上の理由により、

裁判所は、一四対一で、次のとおり決定する。

次に掲げるところにより限定される範囲内において、デンマーク王国及びノルウェー王国の大陸棚及び漁業水域を区分する画定線は、本判決91及び92に述べたところにより引かれるものとする。

(1)　北は、東部グリーンランド海岸とヤンマイエン西海岸との間の等距離線と当該グリーンランド海岸から測定された二〇〇海里限界線との交点（第二図上のA点）

(2)　南は、アイスランドの主張によるアイスランド周辺の二〇〇海里限界線の(1)にいう二本の線との交点（第二図上のB点及びD点）の間の部分